



# 熊本県公報

第 1 2 2 7 1 号

平成 25 年 12 月 3 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( // ) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の変更…………… (社会福祉課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… ( // ) 5
- 道路の供用開始…………… ( // ) 6
- 道路の供用開始…………… ( // ) 6
- 公 告
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 6
- 土地改良事業計画…………… ( // ) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( // ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 6 0 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人やまなみ会 阿蘇市黒川 4 3 1 番地	地域密着型介護老人福祉施設 なでこの里 阿蘇郡産山村田尻 6 1 8 番地 2	431100191	平成 2 5 年 1 月 2 2 日

### 熊本県告示第 1 0 6 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ワークNOM 天草市東町72番地2	株式会社ワークNOM 天草市東町72番地2 木村 仁美	就労継続支援A型	平成25年12月1日

**熊本県告示第1062号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成25年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社黒田建設	居宅介護支援事業所 森のやすらぎ荘	八代市東陽町南1072番地の12	平成25年12月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第1063号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成25年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ミセスヘルパー	喜楽苑扶桑デイサービスセンター	宇土市馬之瀬町727-4	平成25年11月25日	通所介護

**熊本県告示第1064号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成25年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ミセスヘルパー	喜楽苑扶桑デイサービスセンター	宇土市馬之瀬町727-4	平成25年11月25日	介護予防通所介護

**熊本県告示第1065号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成25年12月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社オーリーブ	デイサービスオーリーブ	八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月1日	通所介護

**熊本県告示第1066号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社オリーブ	デイサービスオリーブ	八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第1067号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス	訪問看護ステーションともづな	菊池市西寺1581番地	平成25年12月1日	訪問看護

**熊本県告示第1068号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス	訪問看護ステーションともづな	菊池市西寺1581番地	平成25年12月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第1069号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス	ヘルパーステーションともづな	菊池市西寺1581番地	平成25年12月1日	訪問介護

**熊本県告示第1070号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス	ヘルパーステーションともづな	菊池市西寺1581番地	平成25年12月1日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第 1 0 7 1 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人成風舎	ケアプランセンター 楓	荒尾市西原町 2 丁目 1 番の 2	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 1 0 7 2 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	変更事項		変更年月日
		旧	新	
白石 理恵	恵整骨院	施術者の氏名		平成 2 5 年 7 月 2 9 日
		井田 理恵	白石 理恵	

**熊本県告示第 1 0 7 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人谷田会	デイ・サービスセンター 松樹苑	上益城郡甲佐町 岩下 4 9 番地	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 1 0 7 4 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人谷田会	デイ・サービスセンター 松樹苑	上益城郡甲佐町 岩下 4 9 番地	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第 1 0 7 5 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人成風舎	デイサービスセンター 楡の木	荒尾市西原町 2 丁目 1 番 2 号	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 1 0 7 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人成風舎	デイサービスセンター 楡の木	荒尾市西原町 2 丁目 1 番 2 号	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第 1 0 7 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 2 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町教良木字頭割 4 9 9 3 番地先から 上天草市松島町教良木字牧ノ 神 5 0 3 0 番 3 地先まで	前	5.0 ～ 9.8	181.2	単道改
			後	8.2 ～ 15.8		
		上天草市松島町教良木字持田 5 0 5 8 番 1 地先から 上天草市松島町教良木字穴ス ミ 5 1 8 9 番 2 地先まで	前	4.0 ～ 35.9	1025.2	
			後	10.6 ～ 64.2		

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 1 2 月 3 日

**熊本県告示第 1 0 7 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 2 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町 4 0 0 7 番 1 地先から 同所 3 9 6 6 番 1 0 地先まで	前	4.9 ～ 7.6	89.3	単橋改
			後	4.9 ～		

			7.6	
			5.0	
			～	77.0
			7.8	

2 区域を変更する期日 平成25年12月3日

**熊本県告示第1079号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字関東字古町 845番地先から 玉名郡南関町大字関東字影平 1069番5地先まで	519.5	広域連携 交安

2 供用を開始する期日 平成25年12月5日

**熊本県告示第1080号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町 4007番1地先から 同所 3966番10地先まで	77.0	単県橋り ょう

2 供用を開始する期日 平成25年12月4日

**公 告**

**熊本県公告第644号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営秋津地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年12月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営秋津地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成25年12月4日から平成26年1月8日まで
- 縦覧場所  
熊本市役所  
益城町役場

**熊本県公告第 6 4 5 号**

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営菊池東部 2 期地区（中原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営菊池東部 2 期地区（中原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 2 5 年 1 2 月 4 日から平成 2 6 年 1 月 8 日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第 6 4 6 号**

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	鶴田 和典	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 3 番地 1
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西 2 2 8 番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 番地 2 0
理事	西 三郎	球磨郡あさぎり町上南 1 2 2 0 番地
理事	深水 功	球磨郡錦町大字一武 2 1 7 6 番地 1
理事	福永 高司	球磨郡錦町大字一武 2 9 6 7 番地 6
理事	山田 道晴	球磨郡錦町大字西 2 7 番地
監事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武 3 3 4 6 番地 1
監事	湊田 清隆	球磨郡錦町大字西 3 6 1 8 番地 2 2
退任		
理事	鶴田 和典	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 3 番地 1
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西 2 2 8 番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 番地 2 0
理事	塚本 恒夫	球磨郡あさぎり町免田西 3 3 4 7 番地
理事	深水 功	球磨郡錦町大字一武 2 1 7 6 番地 2
理事	深水 隆光	球磨郡錦町大字一武 2 4 6 1 番地
理事	田辺 亮助	球磨郡錦町大字西 2 6 4 番地
監事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北 3 1 番地
監事	湊田 清隆	球磨郡錦町大字西 3 6 1 8 番地 2 2